

徳島市消費者被害防止ネットワークの設置について

平成30年4月10日
徳島市

消費者被害防止ネットワーク設置の背景

徳島市の現状

●高齡化の進行

高齡化率 28.0% (H29)

●単身高齡者の増加

高齡者世帯数 35,550世帯 (H17) ⇒ 44,073世帯 (H27)

高齡者単独世帯の割合 26.4% (H17) ⇒ 31.4% (H27)

●消費生活相談の増加

徳島市消費生活センターへの相談件数

60歳以上の割合 36.0% (H28年度)

対前年度比 60歳代 104.0% 70歳代 111.7%

●消費者被害の状況

振り込め詐欺等の被害状況 (徳島県内)

高齡者の割合 46.0% (H29)

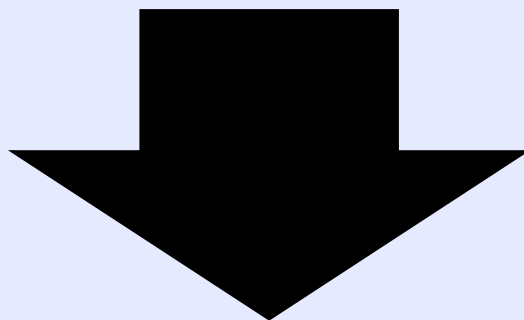
高齢者の消費者被害の深刻化の要因

- だまされたことに気づきにくい
- 被害に遭っても誰にも相談しない
- 何度も被害に遭っている
- 家族・親族間の関係が薄くなりがち
- だまされた自分が悪いと思っている

など

消費者被害防止ネットワークの必要性

- 高齢者等の消費者被害の未然防止、早期発見・救済は重要課題
- 高齢者等の消費者被害の深刻化・潜在化の防止が必要
高齢者等本人が消費生活センターに相談するのを待つのでは遅い
- 高齢者等を取り巻く様々な主体(家族、地域、行政等)が消費生活上の安全に気を配り見守る必要。
- 消費者被害の防止に向け、高齢者等を取り巻く関係団体が連携する必要。



徳島市消費者被害防止ネットワーク設立

消費者被害防止ネットワークの目的

高齢者や障がい者等(消費生活上特に配慮を要する消費者)の消費者被害の防止を図るため、関係機関・団体等が連携して、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的に設置する。

消費者安全法(平成21年法律第50号)第11条の3第1項に基づく消費者安全確保地域協議会とする。

消費者被害防止ネットワークの体制

★消費者被害防止に向け、みんなで見守り、気づき、つなぐ、連携ネットワーク



消費者被害防止ネットワークでの取組

- 消費者被害の現状や対策に関する情報交換
 - 消費者被害防止対策の普及、啓発及び広報
 - 消費者被害防止のための見守り活動及び連携
 - その他消費者被害防止のために必要な活動
-
- ・活動等を円滑に推進するため、必要に応じネットワーク会議を開催
 - ・ネットワークを構成する各機関・団体等は、それぞれの業務や日頃の地域活動に支障のない範囲で活動に協力
 - ・消費者被害等のトラブルに気づいた時は、消費生活センターに繋ぐなど、ネットワークの構成機関等が連携して消費者被害の防止に取り組む

消費者トラブル対応フローチャート

- ・オレオレ詐欺？
- ・架空請求詐欺？
- ・訪問販売？

本人
(高齢者・障がい者等)

シグナル

気づき

徳島市消費者被害防止ネットワーク
(消費者安全確保地域協議会)

本人に事実を確認

消費生活相談を勧める

相談することを望まない

経過の見守り

徳島市消費者被害防止ネットワーク
(消費者安全確保地域協議会)

連携

相談することを望む

徳島市消費生活センター
TEL 088-625-2326
(徳島市元町1丁目24 アミコビル3F)